

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

石川国民年金 事案415

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年3月までの期間及び58年7月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年9月から58年3月まで
② 昭和58年7月から61年2月まで

申立期間当時に勤務していた事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、申立期間については国民年金に加入しており、申立期間の前半は不定期ではあるが、遡って社会保険事務所（当時）で保険料を納付し、後半は金融機関の口座振替で保険料を納付していたはずである。申立期間の間に保険料納付済期間があり、申立期間に係る保険料についても納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前の国民年金被保険者期間に係る保険料は経済的な事情から納付していなかった。」と述べていることや「国民健康保険料及び国民年金保険料を滞納していた時期があり、国民健康保険料を優先して納付した。」と述べていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を不定期に納付していたこともあるとしている上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も保有していないことから、その納付時期及び納付期間の特定が困難であり、申立人が納付したとする保険料は、申立期間①及び②の間の納付済期間のみの保険料であったことを否定することはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時、事業主と相談の上、国民年金及び国

民健康保険の保険料を分割して納付した記憶があるとしているが、事業主は当時の状況の分かる者はいないとしているほか、複数の同僚の国民年金の加入状況及び保険料納付状況をみると、申立期間当時、事業主が従業員の国民年金に積極的に関与していたかは不明である。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していた家族はいないほか、金融機関においても申立人が口座振替により国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料を保存しておらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は乏しい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月

平成4年10月にA事業所を退職した際に、同事業所の社会保険事務を代行していた社会保険労務士から私の居住先に電話があり、10月分の厚生年金保険料が支払われていないので、必ず31日に社会保険事務所(当時)の窓口に出向いて現金で国民年金を支払うように言われ、そのとおりにB社会保険事務所(当時)まで出向き、保険料を現金で支払ったのに、申立期間が未納であることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年11月9日にC市役所で国民年金の手続を行ったことが同市の保有する電算の異動履歴で確認でき、その異動履歴から同年1月28日の資格取得の届出と、同年6月15日の資格喪失の届出を遡及すると同時に、同年11月1日を国民年金への資格取得とする届出を行ったことが確認できる。

また、C市での申立人の国民健康保険加入記録は、平成4年11月1日からとなっており、国民年金の資格取得日と同日であることが確認できる。

さらに、申立人のオンライン記録の国民年金被保険者資格取得年月日が、平成7年4月25日に4年11月1日から同年10月31日へと訂正され、この時点で初めて申立期間が国民年金被保険者期間となったが、この処理日での申立期間の保険料は、保険料の納期から2年以上経過し時効により納付できないことになる。

加えて、平成4年10月当時、国民年金加入の手続事務は市町村長の機関委任事務であり、また、現年度保険料は印紙収納のため市町村が取り扱うこととされていたため、社会保険事務所での加入手続きや現年度保険料の

領収はできず、申立人が手続及び納付をしたと述べているB年金事務所は、「当時の担当者に確認したが申立ての取扱いはしておらず、当時の国民年金保険料現金領収書は破棄されて確認できず、また、申立人が記憶する名前に該当する職員はいない。」と回答しており、さらに、社会保険労務士が当時の社会保険事務所が取扱い不可能な届出などを申立人に指示したとは考え難い。

このほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私自身は、国民年金を納めた記憶は無いが、私が20歳の頃に町役場(当時)から連絡があり、両親が私の国民年金保険料を納めていたとしており、その期間の国民年金納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父母は、昭和46年頃に役場から連絡があり、納税組合を通じて息子の国民年金保険料を預金口座から引き落としで納付していたとしているが、申立人は、申立期間当時は学生で、国民年金には任意加入であったにもかかわらず、その父母は、国民年金への加入手続を行った覚えは無い上、申立期間の頃に町役場で国民年金を担当していた元職員は任意加入である学生の加入勧奨は行っていなかったとしている。

また、国民年金加入時に交付される国民年金手帳を申立人及びその父母は、見た覚えは無いとしている上、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の加入時において付番されたもので、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人の母は、昭和50年に20歳になる申立人の弟の国民年金保険料も納付していたと主張しているが、その弟は、兄同様、オンライン記録において、国民年金の加入記録は無く、申立人の父母が保有している国民年金保険料が引き落としされていた預金通帳に記載された国民年金保険料の金額は申立人の父母2人分と考えられ、申立人の弟の国民年金保険料が納められていないことから、申立人も同様であると推認される。

このほかに、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月

平成7年11月末日に退職し、その約1週間後にA社会保険事務所（当時）へ母親と一緒にいき、国民年金被保険者資格の再取得手続をし、同時に国民年金保険料も納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、オンライン記録によると、平成12年4月5日に追加されており、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、市の電算記録においても、申立期間に係る被保険者資格は、後年に追加されていることから、申立人が、申立期間当時に国民年金被保険者資格の再取得手続をした状況をうかがうことはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をA社会保険事務所で納付したとしているが、申立人が納付したとする時期からすると、申立期間は現年度に当たるため、市が保険料の収納機関であるほか、申立人の申立期間当時の住所を管轄していた社会保険事務所（当時）は、B社会保険事務所であることから、A社会保険事務所が申立人の保険料を取り扱ったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 1 日から平成 5 年 2 月 21 日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書に記載されている支給額によると、申立人が主張するとおり、当該支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出のあった給料支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 52 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 4 月に A 学校入学と同時に、日中は B 事業所(現在は、C 事業所)に勤務し夜間は学校に通った。また、49 年 3 月に学校を卒業後、同年 5 月に D 資格の国家試験に合格し B 事業所で 55 年 3 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録は 52 年 2 月からとされているので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務長及び同僚の供述、並びに C 事業所から提出のあった永年勤続等表彰一覧表に申立人の就職年月日が昭和 46 年 4 月 10 日と記載されていることから判断すると、申立人は少なくとも同年 4 月 10 日から B 事業所で勤務していたことは認められる。

しかし、C 事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、資格取得日が昭和 52 年 2 月 1 日と記載されている上、同じく C 事業所から提出された雇用保険資格喪失通知書にも、被保険者になった年月日が昭和 52 年 2 月 1 日と記載されている。

また、C 事業所から提出のあった永年勤続等表彰一覧表に記載されている昭和 50 年以前に B 事業所で就職した 23 人のオンライン記録を確認したところ、就職から厚生年金保険に加入するまで 1 年以上開きがある者は 10 人おり、うち 6 人は 1,000 日以上の開きがある。

さらに、上記 6 人のうち、就職から厚生年金保険の加入まで 7 年以上の開きのある同僚及び 3 年以上の開きのある同僚は、いずれも当時は強制ではなく、後に自分から希望して加入させてもらった旨の供述をしている。

加えて、申立期間の申立人の国民年金保険料は全て納付されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月20日から23年4月1日まで
私は、昭和22年12月から24年9月頃までA事業所（現在は、B事業所）が保有するC船に乗船していたが、申立期間の船員保険記録がない。
申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有するA事業所の辞令から、申立人は、申立期間のうち昭和23年3月1日から同事業所で勤務していたことは確認できるが、事情が聴取できた複数の同僚は、いずれも、申立人の名前を記憶しておらず、同年2月以前の勤務実態を確認できない。

また、B事業所は、申立期間当時の資料は無いと回答しており、申立人の昭和23年2月以前の勤務実態、船員保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、名前を記憶する同僚8人は、いずれも、申立人より前からC船に乗船していた旨の供述をしているが、A事業所に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、当該8人のうち、同事業所に係る船員保険の加入記録が無い同僚が2人いる上、申立人の資格取得日である昭和23年4月1日以降に資格取得している同僚が2人いることが確認でき、同事業所では、必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていた状況は見受けられない。

このほか、昭和23年2月以前の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年2月15日から36年8月1日まで
② 昭和40年7月16日から43年2月20日まで
③ 昭和43年2月21日から45年11月1日まで

私は、昭和55年7月5日A法人役員を退職するまで、地方への出向はあっても継続して勤務していた。申立期間①についてはB事業所、申立期間②についてはC事業所、申立期間③についてはD事業所で勤務していたのに厚生年金保険の未加入期間となっている。この3つの期間について、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A法人が提出した人事記録及び事業主の回答から、申立人は、申立期間①についてはB事業所、申立期間②についてはC事業所、及び申立期間③についてはD事業所で勤務していたことが確認できる。

しかし、A法人は、厚生年金保険に係る事務について、当時は現在のようにならぬA法人が一括して行っておらず、各事業所単位で行われていたと思われる旨回答している上、B事業所は、申立人が被保険者となった昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間②及び③に勤務していたC事業所及びD事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

さらに、A法人及び各事業所では、当時の賃金台帳などの資料を保管していないことから、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 2 月 16 日まで
② 昭和 46 年 3 月 1 日から 51 年 8 月 10 日まで

申立期間①においてはA社（現在は、B社）のC事業部及びD事業部に勤務し、申立期間②においてはE社に勤務していたが、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額は実際の報酬額より低い額となっている。調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①について、A社の給料は月額7万円近くあったと主張している。

しかし、B社は、申立人は日給制の社員であったことが確認でき、昭和44年の高校卒新入社員の初任給が2万6,000円であることから、日給制の者に7万円支給というのにはあり得ない金額である旨の回答をしている。

また、B社が保有する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の標準報酬月額は同社C事業部での資格取得時及び資格喪失時が2万4,000円、D事業部での資格取得時が2万4,000円、資格喪失時が2万8,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後14ページに記載されている申立人を含む140人について標準報酬月額を検証したところ、申立人の標準報酬月額だけが、ほかの従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

加えて、当時の複数の同僚はいずれも、A社で勤務していた時の標準報酬月額が正しい旨の供述をしている。

申立人は申立期間②について、E社では最初はフルタイムで、後に正社員として勤務したが、給料月額は当初から10万円以上であったと主張している。

しかし、申立人が記憶している複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認できる上、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後11ページに記載されている申立人を含む110人について標準報酬月額を検証したところ、当該110人の中で昭和46年に標準報酬月額が10万円を超える者は確認できず、申立人の標準報酬月額だけがほかの従業員と異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、当時の複数の同僚はいずれも、E社で勤務していた時の標準報酬月額が正しい旨の供述をしている。

加えて、E社は当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額、並びに事業主の届出を確認できる関連資料が残っていないと回答している。

このほか、申立期間について、申立人の標準報酬月額の記録に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。